

入札説明書

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 琉球大学工学部改修工事（第Ⅲ期往復路）に伴う物品移設等業務
一式
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約条項 別紙契約書案のとおり
- (4) 履行期限 令和6年3月31日

2. 入札書の提出期限等

- (1) 入札書の提出期限 令和5年6月26日（月）17時00分
- (2) 入札書を提出する場所
〒903-0213 沖縄県西原町字千原1番地
琉球大学 財務部 経理課 野澤
TEL：098-895-8836 FAX：098-895-8052

3. 開札執行の日時及び場所

令和5年7月14日（金）14時00分
琉球大学本部管理棟2階 第一研修室

4. 審査結果の通知

本学委員会において、本学の仕様書に基づき別紙入札関係書類の内容を審査し、物品移設等業務が本学の仕様を満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、競争参加者の対象から除外する。なお不合格の通知は令和5年7月10日（月）までに行うものとし、合格の場合は通知をしないものとする。

5. 入札の提出方法

- (1) 競争参加者は、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合は、その名称または商号）及び「[琉球大学工学部改修工事（第Ⅲ期往復路）に伴う物品移設等業務 一式]の入札書在中」と記入しなければならない。
- (2) 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「[琉球大学工学部改修工事（第Ⅲ期往復路）に伴う物品移設等業務 一式]の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、入札書の提出期限までに2の（2）に提出（必着）とする。なお、テレックス、電報、ファクスミリ、電話その他の方法での入札は認めない。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

6. 入札書の記載方法

- (1) 入札書の記載にあたっては次にかかげる事項を記載しなければならない。
 - (ア) 件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
- (2) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印すること。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、各競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

7. 落札者の決定方法

国立大学法人琉球大学会計実施規程第21条により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った競争参加者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると契約責任者が認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

8. 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 調達件名及び入札金額のない入札書
- (3) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印がなく又は判然としない入札書
- (4) 代理人等が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）代理人等であることの表示並びに当該代理人等の氏名

及び押印がなく判然としない入札書（記載のない若しくは判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

- (5) 調達件名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書
- (8) 公告等及び入札説明書に示した競争参加者に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- (9) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする）
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

9. 入札の延期等

競争参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。

10. 代理人による入札

- (1) 代理人が入札する場合は、入札執行当日までに委任状を提出するものとする。
- (2) 競争参加者は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人を兼ねることができる。

11. 入札の執行

- (1) 入札の執行は、競争参加者を立ち会わせて行う。ただし、競争参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 入札執行会場には、競争参加者並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立ち会い職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争参加者は、入札時刻後においては、入札執行会場に入場することはできない。
- (4) 競争参加者は、入札執行会場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。この場合、代理人が上記10の（1）に該当する代理人以外の者である場合にあっては、その代理委任状を提出しなければならない。
- (5) 競争参加者は、入札執行会場へ入場後は契約担当者が特にやむを得ない事情があ

ると認められる場合のほか、入札執行会場を退場することはできない。

(6) 入札執行会場において、次の各号の一に該当する者は当該会場から退去させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

12. その他

(1) 会社の代表者が入札に参加されない場合、その代理者への委任状（別紙見本参照）

及び代理者は私印を持参すること。なお、代理者の私印、インキ浸透印（シャチハタ等）は無効とする。

(2) 本学の予定価格の制限内での落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(3) 本件に関する照会先は、入札書をていしゅつする場所と同じとする。

入札心得

本学の所掌する事務のうち、一般競争又は指名競争を行う場合において、競争参加者が遵守しなければならない事項は、法令の定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

1. 競争参加者は仕様書等の添付書類を熟読のうえ入札書を作成し、会社名、代表者の職名・氏名、代表者印を押印のうえ、提出すること。
2. 競争参加者は代理人をもって入札させる場合は、委任状（別紙見本参照）を持参させること。
3. 入札および開札時刻を厳守すること。
4. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とする。
5. 競争参加者はいったん提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることは出来ない。なお、次の各号に該当する入札は無効とする。
 - (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 金額を訂正した入札及び誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (3) その他入札に関する条件に違反した入札
6. 開札には、競争参加者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、競争参加者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
7. 開札時、競争参加者の入札が本学の予定価格の範囲内に達しなかった場合は直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、競争参加者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
8. 同価格での落札者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該落札者でくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

提出書類について

① 競争参加資格認定通知書(写)

全省庁統一資格において令和5年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされていることを証明する書類の写し

② 入札書、委任状（該当する場合のみ）、名刺（担当者）

③ 仕様書の内容に対する参考見積書（見本参照）

④ 技術料金等証明書（技術者等の作業単価表）

⑤ 工程表（様式任意）

現時点での予定を記載すること。ただし、作業員等の延べ人数等が分かるように作成すること。

⑥ 履行できることを証明する書類等（様式任意）

本学仕様書のとおり業務を遂行することを確約し、ランクAの対象物品については、メーカー又はメーカー指定業者が作業を行うことを証明する書類（以下、「履行証明書」という。）を提出すること。代理店を経由する場合は、メーカーによる「履行証明書」及び「代理店証明書」を提出すること。

なお、メーカーサポート切れの理由により「履行証明書」の提出ができない場合のみ、本学担当職員と別途協議すること。

（注）上記提各出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

*各書類の日付は、作成日の日付を記入してください。

*すべての書類には、住所・会社名・代表者名を記載し押印してください。

※上記書類の提出期限……令和5年6月26日（月）17時00分